

令和5年10月

令和6年3月

多く寄せられるご質問（令和7年6月27日更新）

以下のQ&Aは、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（令和5年10月改訂）」の公表から令和6年3月までの間に、多く寄せられたご質問について整理し、集約したものです。これらは、令和6年4月の改訂でインボイスQ&A本体に取り込まれました。

※ 各問に、インボイスQ&A(令和7年6月改訂)における対応する問番号を記載しています。

目次

【令和5年11月13日公表分】

問① 登録申請の処理状況及び自らの登録番号の確認方法	1
問② 適格請求書発行事業者公表サイトの検索結果とレシート表記が異なる場合【令和7年6月27日改訂】	2
問③ 手書きの領収書による適格簡易請求書の交付	4
問④ 免税事業者の交付する請求書等【令和7年6月27日改訂】	6
問⑤ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合の請求書等	7
問⑥ 買手による適格請求書の修正	8
問⑦ 適格請求書発行事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用等	10
問⑧ 売手が負担する振込手数料相当額に係る適格返還請求書	11
問⑨ 複数の契約に係る適格請求書の交付の可否	12
問⑩ 従業員が立替払をした際に受領した適格簡易請求書での仕入税額控除	14
問⑪ 実費精算の出張旅費等	15
問⑫ 返信用封筒に貼付した郵便切手に係る仕入税額控除の適用	16
問⑬ 2割特例を適用するよりも簡易課税制度を適用した方が有利な場合	17

【令和5年12月15日公表分】

問⑭ 適格簡易請求書を交付することができる事業の具体例	19
問⑮ 派遣社員等や内定者等へ支払った出張旅費等の仕入税額控除【令和6年2月19日改訂】	20
問⑯ 社員食堂での会社負担分に係る仕入税額控除	22
問⑰ 適格請求書を再交付する場合	23
問⑱ 適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の保存方法【令和7年6月27日改訂】	25

【令和6年1月26日公表分】

問⑲ 消費税課税事業者選択届出書を提出しても2割特例の適用ができる場合	27
問⑳ 電気通信利用役務の提供と適格請求書の保存	28
問㉑ セミナー参加費に係る適格請求書の交付方法	29
問㉒ 課税期間の中途から課税事業者となった場合の基準期間における課税売上高	31

【令和6年2月29日公表分】

問㉓ 金融機関の入出金手数料や振込手数料に係る適格請求書の保存方法【令和7年6月27日改訂】	32
問㉔ 消費者に限定した取引についての適格請求書の交付義務	34

【令和6年3月18日公表分】

問㉕ クレジットカードにより決済されるタクシーチケットに係る回収特例の適用	35
問㉖ 月の中で適格請求書発行事業者となった場合の適格請求書等の交付方法	36

(実費精算の出張旅費等)

問⑪ 当社は、社員が出張した場合、旅費規程や日当規程に基づき出張旅費や日当を支払っています。この際、実際にかかった費用に基づき精算を行うため、社員からは、支払の際に受け取った適格請求書等を徴求することとしています。この実費に係る金額について、帳簿のみの保存（従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等）により仕入税額控除を行ってもよいでしょうか。【インボイスQ&A問107-2として追加】

【答】

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われ、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

この社員に対する支給には、概算払によるもののほか、実費精算されるものも含まれますので、実費精算に係るものであっても、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。

(注) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税基本通達9-3に基づき判定しますので、所得税が非課税となる範囲内で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることになります。詳しくは、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問107](#)」をご参照ください。

(参考) 実費精算が貴社により用務先へ直接対価を支払っているものと同視し得る場合には、通常必要と認められる範囲か否かにかかわらず、他の課税仕入れと同様、一定の事項を記載した帳簿及び社員の方から徴求した適格請求書等の保存により仕入税額控除を行うこととなります。

その際、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送など、一定の課税仕入れに当たるのであれば、当該帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。詳しくは、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問104](#)」をご参照ください。

(返信用封筒に貼付した郵便切手に係る仕入税額控除の適用)

問⑫ 当社は、取引先に書類を送付し、その控えを返信用封筒で当社に送り返してもらうこととしています。この際、封筒に同封する返信用封筒に郵便切手をあらかじめ貼付していますが、この郵便切手により返送を受けるという引換給付についても仕入税額控除を行ってよいのでしょうか。【インボイスQ&A問106-3として追加】

【答】

郵便切手類は、購入時においては原則として、課税仕入れには該当せず、役務又は物品の引換給付を受けた時にその引換給付を受けた事業者の課税仕入れとなります。

適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として適格請求書等の保存が必要となりますが、郵便切手類のみを対価とする郵便ポスト等への投函による郵便サービスは、適格請求書の交付義務が免除されており、買手においては、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。

この点、ご質問のように、返信用封筒に貼付された郵便切手類（自らが購入した郵便切手類）により返送を受けるのであれば、郵便切手類のみを対価とする郵便ポスト等への投函による郵便サービスを受けたものとして、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

(注) この場合、当該郵便切手類の購入時に仕入税額控除を行うことも可能ですが、その後、返送を受けないことが明らかとなった際には、その明らかとなった課税期間において、仕入控除税額を調整することとして差し支えありません。



優良な電子帳簿のススメ！



国税庁担当者

そういえば最近よく「優良な電子帳簿」っていう言葉を見かけるな。あれってなんだろう？

ご興味がおありですか？それでは私が説明いたしましょう！！



経理担当者

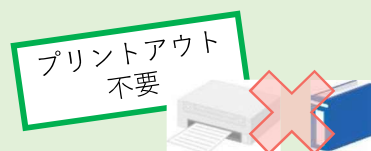
そもそも 電子帳簿等保存ってなあに？



税法上保存が必要な「帳簿」「書類」をパソコン等で作成している場合、

- ① システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
- ② 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること

を満たせば、**プリントアウトすることなく、電子データのまま保存することができる**というものです。



いちいち「帳簿」や「書類」を印刷してファイリングしなくてもいいんですね。



じゃあ 優良な電子帳簿ってなあに？

税法上保存が必要な「帳簿」につき、上の①②に加え、

- ③ 訂正・削除・追加の履歴が残ること
- ④ 帳簿の相互関連性があること
- ⑤ 取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能があること

を満たすものは優良な電子帳簿として、その帳簿に関連する過少申告があっても、**過少申告加算税の割合が原則10%から5%に軽減される**というものです。

うっかり入力誤りなどがあっても、加算税の負担が軽くなりますね。



そうですね。
そのほか、内部統制や対外的な信頼性の観点からも優れています。
ただし、**以下の点にご注意**ください。



この措置の適用を受けるためには、

- あらかじめ（法定申告期限までに）届出書を提出していること
- その課税期間の最初から優良な電子帳簿として備付け・保存を行っていること

が必要となります。

➡ 裏面へ続く



すべての帳簿について、要件を満たす必要があるのでしょうか？



いいえ、**一定の帳簿に限定**されています。

● 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の5%軽減措置の対象となる帳簿の範囲

①仕訳帳、②総勘定元帳、③**その他必要な帳簿**

「③その他必要な帳簿」の具体例（※）

売上帳、仕入帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿、固定資産台帳、繰延資産台帳、貸金台帳（所得税のみ）、有価証券受払い簿（法人税のみ）

※ 所得税・法人税の場合の具体例です。消費税については、消費税法に規定する一定の帳簿が対象となります。

「③その他必要な帳簿」とは、具体例で示されているものすべてを作成しなければならないのですか？



いいえ、**ご自身が作成されている帳簿のうち、上記の具体例に該当するもの**について、要件を満たしていただければ大丈夫です。

なるほど。うちの会社は手形を扱っていないので、「受取手形記入帳」や「支払手形記入帳」は作らなくていい、ということですね。



そのとおりです。
国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」では、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税軽減措置の判定チェックシートやQ&Aなどを掲載していますので、ご覧ください！

～これから会計ソフトを導入する方へ～

これから会計ソフトを導入しようと思うけど、どの会計ソフトが優良な電子帳簿の要件を満たしているんだろう？



公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA（ジーマ））の認証を受けた会計ソフトは、優良な電子帳簿の機能要件を満たしており、そのパッケージや説明書に、「JIIMA認証マーク」がついています。ご購入の際に参考にされるといいですよ！
認証を受けた会計ソフトの一覧は、JIIMAのホームページに掲載されていますので、是非ご活用ください。

※ 認証ソフトが、ご自身が作成されている帳簿に対応しているかについても、別途ご確認ください。
なお、優良な電子帳簿となるためには、機能要件のほか、システムの説明書やディスプレイの備付け等の要件も満たす必要があることにご留意ください。



JIIMA認証マークの一例

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



～優良な電子帳簿の要件判定チェックシート～

法8条第4項の優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受けようとする場合には、以下の項目がすべて「適」となる必要があります。

※採用する方法により、確認する項目が異なります。

[illegible]

本チェックシートにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- 法 = 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
規 = 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則
特例国税関係帳簿 = ・ 所得税法施行規則第 58 条第1項(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(※1)
 ・ 法人税法施行規則第 54 条(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(※2)
 ・ 消費税法第 30 条第7項(仕入れに係る消費税額の控除)、第 38 条第2項(売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)、第 38 条の2第2項(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除)及び第 58 条(帳簿の備付け等)に規定する帳簿
- ※1 上記の所得税法施行規則第 58 条第1項に規定する「その他必要な帳簿」とは、規第5条第1項に規定する財務大臣の定める取引に関する事項(次の表のとおり、所得税に係る帳簿の種類に応じて、それぞれ以下の事項。)の記載に係るものをいいます。

所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形(融通手形を除きます。以下、本表において同じ。)上の債権債務に関する事項 ② 上記①以外の債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ③ 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰延資産(以下、本表において「減価償却資産等」といいます。)に関する事項 ④ 収入に関する事項 ⑤ 費用に関する事項
事業所得(農業から生ずる所得を除きます。)を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形上の債権債務に関する事項 ② 売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。)に関する事項 ③ 買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。)に関する事項 ④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ⑤ 減価償却資産等に関する事項 ⑥ 売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。)その他収入に関する事項 ⑦ 仕入れその他費用に関する事項
事業所得(農業から生ずる所得に限ります。)を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 収入に関する事項 ④ 費用に関する事項
山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 山林の伐採・譲渡・家事消費その他これに類するものの収入に関する事項 ④ 費用に関する事項

- ※2 上記の法人税法施行規則第 54 条に規定する「その他必要な帳簿」とは、
- ・ 手形(融通手形を除きます。)上の債権債務に関する事項
 - ・ 売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。)その他債権に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。)
 - ・ 買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。)その他債務に関する事項
 - ・ 法人税法第2条第 21 号(定義)に規定する有価証券(商品であるものを除きます。)に関する事項
 - ・ 法人税法第2条第 23 号に規定する減価償却資産に関する事項
 - ・ 法人税法第2条第 24 号に規定する繰延資産に関する事項
 - ・ 売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含みます。)その他収入に関する事項
 - ・ 仕入れその他経費(賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。)に関する事項
- の記載に係るものをいいます。

なお、総勘定元帳や仕訳帳以外の帳簿は納税者が行う事業の業種や規模によって異なり、保存義務者によって作成している帳簿はまちまちですが、例えば、売上帳、経費帳、固定資産台帳、売掛帳、買掛帳等の帳簿を作成している場合には、各帳簿について規第5条第5項の要件に従って保存する必要があります。

税務署からのお知らせ

スマホですればいい〜んだ！

確定申告は
マイナンバーカード
と
スマホで
e-Tax!



準備するもの

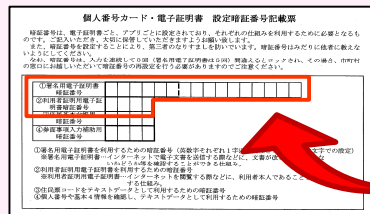
① スマホ



② マイナンバーカード



「個人番号カード・電子証明書設定暗証番号記載票」



③ パスワード 2つ

マイナンバー申請時に登録！

利用者証明用パスワード
数字4ケタ

署名用パスワード
英数字6～16文字

!!

アプリを取得



Android



iPhone
でっしゃろ



続きは裏面へ

アプリ連携

マイナポータルアプリと連携！

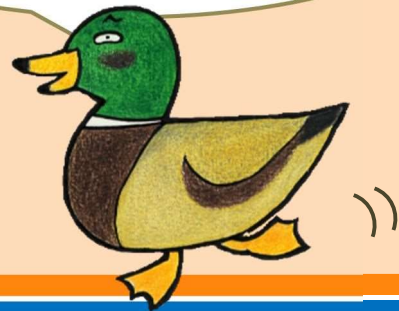
～連携すると自動入力されるもの～

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・寄付金（ふるさと納税）
- ・医療費



連携すると確定申告書には
自動で入力されるんだ～！！！！

めっちゃいいかも～♪



e-Tax 送信！

国税庁
ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へ
アクセス！

作成コーナー



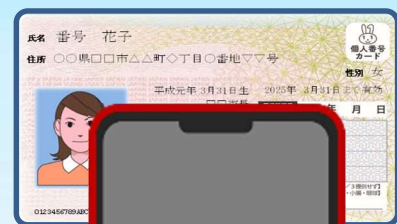
マイナポータルへ自動でログイン
マイナンバーカードを
スマホで読み取る！



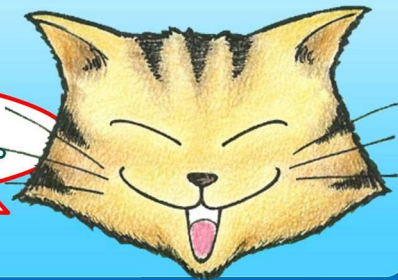
スマホで申告書を作成！

画面の案内に従って入力するだけ！

申告書を e-Tax 送信！



送信した申告書の「控え」は、スマホ内に保存できます。



お問い合わせは！

門真税務署

〒571-0045 門真市殿島町 8-12

☎06-6909-0181(代)

